

令和5年度  
福島町議会定例会  
6月会議議案

説 明 資 料

福 島 町



令和5年度福島町議会定例会 6月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
10	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	5
11	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	6
12	福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
13	第5次福島町総合計画の変更について	8
14	財産(インターネット系サーバ等)の取得について	16
15	支払督促の申立てに係る訴えの提起について	17
16	支払督促の申立てに係る訴えの提起について	19
17	令和5年度福島町一般会計補正予算(第3号)	
	歳入説明資料	20
	歳出事務事業別説明資料	21



## 議案第10号関係

### こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例

#### 1 提案の理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、関係する条例の改正を行うものであります。

#### 2 改正の内容

関係する3条例の一部を改正します。

##### (1) 福島町子ども・子育て会議条例の一部改正（第1条関係）

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、引用規定に条ずれが生じることから、本条例の一部を改正します。

##### (2) 福島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 （第2条関係）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する所管が、厚生労働省から内閣府に改正されたことから、本条例の一部を改正します。

##### (3) 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正（第3条関係）

学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い引用条項に変更が生じることから、本条例の一部を改正します。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用します。

## 議案第 11 号関係

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

これまで、新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、「2類相当」の対応がとられていましたが、令和5年5月8日から、2類相当から5類に感染症法上の位置づけが変更となりました。

これにより、令和5年5月8日に人事院規則9-129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30（特殊勤務手当）の特例）の一部を改正する規則が公布、施行され、新型コロナウイルス感染症感染者又は感染の疑いがある者への特殊作業手当（伝染病防疫作業手当）の支給が廃止となったことから、当町においても人事院規則に基づき伝染病防疫作業手当の特例を廃止として改正するものであります。

#### 2 改正の内容

附則（伝染病防疫作業手当の特例）の規定を削除するものであります。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

## 議案第 1 2 号関係

### 福島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

#### 1 提案の理由

令和2年4月1日付けで、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の一部が改正され、本条例附則第2条(職員に関する経過措置)については、経過措置の延長を図れるものでありましたが、事業運営に影響がなかったため、改正を行いませんでした。

今後、有資格者の確保が困難となる事が想定されますので、安定的な事業運営を行うために本条例を改正するものです。

#### 2 改正の内容(附則第2条関係)

放課後児童支援員の資格に関する経過措置について、「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に及び、「平成32年3月31日までに修了することを予定している者」を「放課後児童支援員として雇用された日の属する年度の翌々年度の末日までの間で町長が指定する日までに修了を予定している者」に改正します。

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

## 議案第 13 号関係

### 第 5 次福島町総合計画の変更について

#### 1 変更の目的

令和 4 年度福島町議会定例会 3 月会議において議決された本計画については、新型コロナウイルス感染症対応等により令和 5 年度の事業内容に変更が生じたため、第 5 次福島町総合計画における後期実施計画を変更するものであります。

#### 2 後期実施計画（令和 2 年度～令和 5 年度）の変更

後期実施計画について、事業件数 170 件、総事業費 7,828,300 千円となっているものに、新規事業 1 件、事業費 12,700 千円を増額、変更の生じた 1 事業に係る事業費を 37,300 千円増額し、総事業費を 7,878,300 千円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳は国・道支出金が 31,600 千円の増額、町の持ち出しとなる一般財源が 18,400 千円の増額となっております。

##### （1）総事業費等の変更について

（単位：件、千円）

区分	件数	総事業費	財源内訳			
			国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
変更前	170	7,828,300	1,393,650	4,438,600	586,100	1,409,950
変更後	171	7,878,300	1,425,250	4,438,600	586,100	1,428,350
増 減	1	50,000	31,600	0	0	18,400

(2) 変更区分の概要について

(単位:件、千円)

変更理由	区分	件数	総事業費	財源内訳			
				国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
	変更前		0				
①新規に登載となった事業	変更後	1	12,700	1,900	0	0	10,800
	増減	1	12,700	1,900	0	0	10,800
	変更前	1	188,400	168,200	0	0	20,200
②事業費等に変更が生じた事業	変更後	1	225,700	197,900	0	0	27,800
	増減	0	37,300	29,700	0	0	7,600
	変更前	169	7,639,900	1,225,450	4,438,600	586,100	1,389,750
③事業費等に変更がない事業	変更後	169	7,639,900	1,225,450	4,438,600	586,100	1,389,750
	増減	0	0	0	0	0	0
	変更前						
	変更後						
	増減						
	変更前						
	変更後						
	増減						
合 計	変更前	170	7,828,300	1,393,650	4,438,600	586,100	1,409,950
	変更後	171	7,878,300	1,425,250	4,438,600	586,100	1,428,350
	増減	1	50,000	31,600	0	0	18,400

(3) 施策体系別の変更について

(単位:件、千円)

基本方向	項目	変更前		変更後		増減		
		件数	総事業費	件数	総事業費	件数	総事業費	
産業再生による雇用創出・次世代を担うリーダー等の育成	水産業・水産加工業	14	1,450,800	14	1,450,800	0	0	
	農業	5	166,500	5	166,500	0	0	
	林業	5	170,600	5	170,600	0	0	
	商工業、地場産品	7	336,100	7	373,400	0	37,300	
	観光・交流	12	156,600	12	156,600	0	0	
	産業創造と雇用労働対策	6	146,400	6	146,400	0	0	
	小計	49	2,427,000	49	2,464,300	0	37,300	
	町民の安全安心な暮らし・がん予防対策の充実	保健予防、健康づくり	8	1,199,800	8	1,199,800	0	0
		地域医療	4	22,100	4	22,100	0	0
		地域福祉	8	116,900	9	129,600	1	12,700
		高齢者の福祉	5	185,500	5	185,500	0	0
		小計	25	1,524,300	26	1,537,000	1	12,700
		豊かな環境と若者等の定住対策・子育て環境の充実	土地利用	0	0	0	0	0
自然保護、環境共生			2	12,000	2	12,000	0	0
公園・緑地、景観、環境美化			1	17,700	1	17,700	0	0
ごみ処理、リサイクル			1	5,900	1	5,900	0	0
水道、排水・し尿処理			9	727,300	9	727,300	0	0
道路網			8	535,900	8	535,900	0	0
公共交通、情報通信			6	180,200	6	180,200	0	0
住宅			10	963,700	10	963,700	0	0
児童福祉、子育て支援	5		76,000	5	76,000	0	0	
火葬場、墓地	2		12,400	2	12,400	0	0	
防災	5		85,500	5	85,500	0	0	
消防・救急	8		89,100	8	89,100	0	0	
交通安全・防犯	0		0	0	0	0	0	
小計	57	2,705,700	57	2,705,700	0	0		
学び合い、たくましい人を育てる	生涯学習(推進体制)	1	9,400	1	9,400	0	0	
	幼児教育、学校教育	15	286,500	15	286,500	0	0	
	社会教育、青少年の育成	2	373,300	2	373,300	0	0	
	スポーツ	6	40,100	6	40,100	0	0	
	芸術文化、文化財	1	3,500	1	3,500	0	0	
	地域間交流、国際化	1	5,600	1	5,600	0	0	
	小計	26	718,400	26	718,400	0	0	
	協働のまちづくり・行財政運営の充実	コミュニティ	1	189,100	1	189,100	0	0
		広報・広聴、情報発信	2	7,700	2	7,700	0	0
		行政運営	10	256,100	10	256,100	0	0
		財政運営	0	0	0	0	0	0
		小計	13	452,900	13	452,900	0	0
	総合計		170	7,828,300	171	7,878,300	1	50,000

(4) 事業費等に変更が生じた事業について

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	変更の内容	区分	事業年度	総事業費	財源内訳			
							国・道 支出金	地方債	その他	一般財源
産業の再生による雇用の創出・次世代を担うリーダー等の育成(産業・人育成)	商工業、 地場産品	地域経済緊急支援事業 ・地域商品券の発行 1人10,000円(全町民)  【新型コロナウイルス感染症対策事業】	エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている町民に対し、日常生活における物価高騰分の支援のため、事業費を追加  R5 事業費 37,300千円追加 (変更前 0千円) (変更後 37,300千円)	変更前	R2 ～ R4	188,400	168,200	0	0	20,200
				変更後	R2 ～ R5	225,700	197,900	0	0	27,800
				増 減		37,300	29,700	0	0	7,600
				変更前		188,400	168,200	0	0	20,200
				変更後		225,700	197,900	0	0	27,800
				増 減		37,300	29,700	0	0	7,600
小 計				変更前		188,400	168,200	0	0	20,200
				変更後		225,700	197,900	0	0	27,800
				増 減		37,300	29,700	0	0	7,600
合 計				変更前		188,400	168,200	0	0	20,200
				変更後		225,700	197,900	0	0	27,800
				増 減		37,300	29,700	0	0	7,600

(5)新規に登載となった事業について

(単位：千円)

基本方向	項目	事業名	事業内容	事業主体	事業年度	総事業費	財源内訳				
							国・道支出金	地方債	その他	一般財源	
町民の安全 安心な暮らし・がん予 防対策の充 実	地域福祉	子育て世帯支援特別 給付金事業	町内に住所を有する子どもを対象に、1人あたり 50千円を子育て世帯に生活支援金として支給す る。 R5 50千円×237人  【新型コロナウイルス感染症対策事業】	町	R5	12,700	1,900	0	0	10,800	
合 計							12,700	1,900	0	0	10,800

政策等調書・総合計画事業進行管理表  
(新規事業 1件)

所 属	町民課		整理番号	5-02-59-014	
事業計画名	子育て世帯支援特別給付金事業				
分 野	保健・医療・福祉の分野	総合計画掲載の有無	有		
まちづくり項目	地域福祉	根拠法令等	福島町子育て世帯支援事業実施要綱		
現状の認識	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食料品等の物価高騰に直面する子育て世帯の経費負担が重荷となり、生活費などを圧迫している。				
政策等の発生源 (対象・意図)	対 象 (誰を・何を)	福島町に住所を有する子育て世帯			
	意 図 (めざすべき姿)	子育て世帯に対し、経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的に生活支援を実施する。			
意図の実現に向けた課題	なし				
事業主体	町	会計区分	一般会計	実施期間	R5 ～ R5
実施方法	直営	継続区分	本計画内のみ	投資区分	ソフト
補助/単独	補助	補助名			
起債区分	無	起債名			

事業立案に向けた検討項目						
事業計画	福島町に住所を有する子どもを対象に、1人あたり50,000円を対象の子育て世帯に生活支援金を支給する。					
年 度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	展望計画 (R6～R9)	
計画額	0	0	0	12,700	0	
財 源 内 訳	国庫支出金	0	0	0	1,900	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地 方 債	0	0	0	0	0
	そ の 他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	10,800	0
特記事項						
検討した他の政策等の内容	なし					
他の自治体の類似する政策等の比較検討	国、北海道が事業の一部（ひとり親世帯）を実施する					
将来にわたる政策等のコスト	予算額	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
		0	0	0	0	
事業の実施方法の比較検討	実施要綱に基づき給付する。					

◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 1	【活動指標名】 給付件数				
説 明	給付件数の設定				
目標設定の考え方	給付件数が多ければ、対象世帯の経済的負担の軽減と福祉の向上を図ることができる。				
	基準値 (R元年度)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
目標値 (a)					237
実績値 (b)					0
達成率 (b/a) %					0.00

## ◎活動指標名と各年度の目標及び実績

活動指標 2	【活動指標名】				
説明					
目標設定の考え方					
	基準値 (R元年度)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
目標値 (a)					
実績値 (b)					
達成率 (b/a) %					

## ◎事業費の計画額と実績額

事業名	項目	子育て世帯支援特別給付金事業				展望計画 R 6 ~ R 9
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
当初	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	0
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	道支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0	0
R4 ローリング	事業内容				子育て世帯への支援	判定内容
	事業費	0	0	0	12,700	ローリング追加 (要求どおり)
	国庫支出金	0	0	0	1,900	50点/75点 (66.7%)
	道支出金	0	0	0	0	更新年月日
	地方債	0	0	0	0	R5. 5. 15
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	10,800	ローリング変更
	変更理由	新規事業				有
実績	事業内容					
	事業費	0	0	0	0	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	道支出金	0	0	0	0	
	地方債	0	0	0	0	更新年月日
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	0	0	0	0	

## ◎実施検証

年度	R 2	R 3	R 4	R 5
実施内容				
進捗・効果				
今後の課題				

## ◎後期 4カ年の総括

進み具合		実施方法等の妥当性	
効果		予算の妥当性	
今後の課題			

議案第14号関係

財産（インターネット系サーバ等）の取得について

1 取得する財産の種類・数量について

物 品 名	数 量	金 額
インターネット系サーバ等 1. インターネット接続系統合管理用サーバ装置 2. 電子メール処理用サーバ装置 3. リモートデスクトップサービス用サーバ装置 4. 無停電電源装置 5. プリンター装置 6. ファイル收受装置 7. 電子メール記録・暗号化ソフトウェア 8. 不正接続端末検知遮断システム追加ライセンス 9. オフィスソフト及び端末接続用ライセンス	一 式	35,000,000 円
	消費税	3,500,000 円
	総 計	38,500,000 円

2 契約・償還の方法について

契約については、北海道市町村備荒資金組合において、業者と売買契約を締結することになります。

町においては、北海道市町村備荒資金組合から財産を譲り受けしますが、代金の支払いにつきましては、下記のとおり5年間の償還払いとしております。  
(譲渡利率は、年0.15%)

年 度	支払期日	未償還元金	償 還 金		
			元 金	利 子	計
令和5年度	令和6年3月31日	38,500,000	0	16,929	16,929
令和6年度	令和7年3月31日	28,872,000	9,628,000	54,138	9,682,138
令和7年度	令和8年3月31日	19,248,000	9,624,000	39,699	9,663,699
令和8年度	令和9年3月31日	9,624,000	9,624,000	25,263	9,649,263
令和9年度	令和10年3月31日	0	9,624,000	10,827	9,634,827
合 計			38,500,000	146,856	38,646,856

## 議案第 15 号関係

### 支払督促の申立てに係る訴えの提起について

#### 1 提案の概要

福島町ふるさと暮らし応援条例（平成 23 年条例第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する福島町出産祝金の交付を受けた債務者が町外へ転出したため、同条例第 4 条第 2 項の規定により受給資格が取り消しとなり、同条例第 10 条第 2 号の規定に基づき返還を命令しております。

以後、再三に渡る返還督促にも関わらず返還が滞っており、自主的返還が見込まれないため、支払督促制度を活用し、返還金を請求するものであります。

なお、支払督促の手続きを進める中で、債務者から異議の申立てがあった場合は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

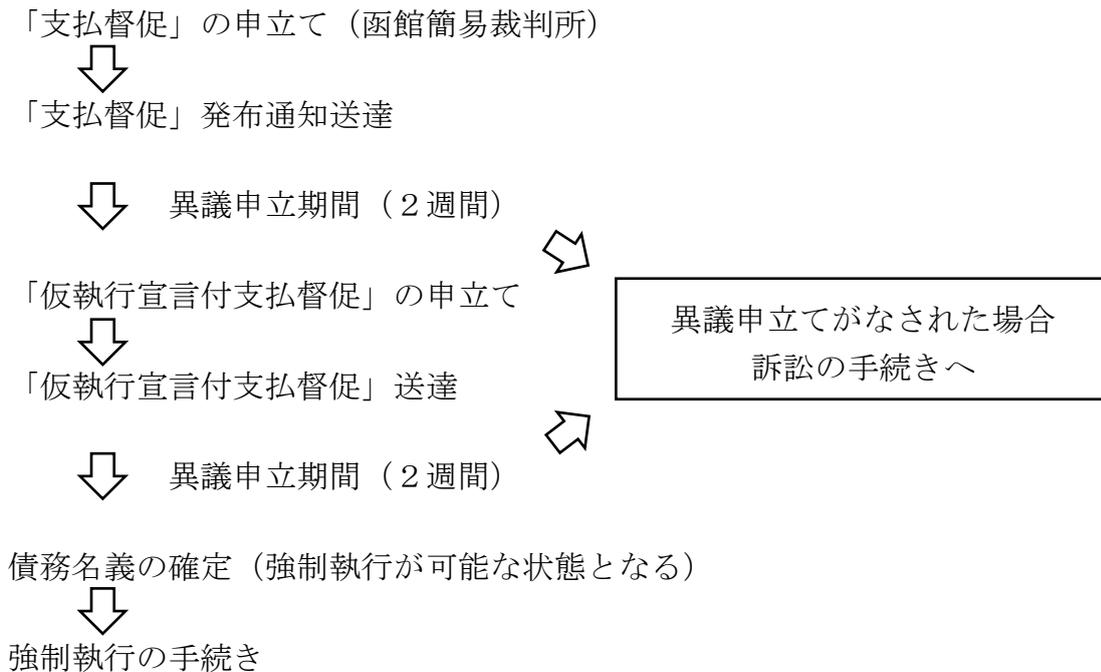
#### 2 請求額

970,000円（返還金 1,000,000 円の内 30,000 円返還済）

#### 3 今後の対応

町としては、函館簡易裁判所に対し、福島町出産祝金の返還金の支払いを命ずる判決とともに、債務者が支払いに応じない場合に強制執行が可能となるように、仮執行宣言を求めるもので、函館簡易裁判所への「支払督促」の申立て後、「支払督促」発布通知を送達し、2 週間の異議申立期間経過後、「仮執行宣言付支払督促」の申立て、送達を行い、再度、2 週間の異議申立期間経過後、債務名義の取得を経て、強制執行の手続きに移行します。

○支払督促手続きの流れ



〈参考〉

民事訴訟法[抜粋]

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第三百九十五条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、督促手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

地方自治法[抜粋]

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 ～ 十一 省略

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。))に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。))に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

## 議案第 16 号関係

### 支払督促の申立てに係る訴えの提起について

#### 1 提案の概要

福島町ふるさと暮らし応援条例（平成 23 年条例第 14 号）第 3 条第 1 号に規定する福島町出産祝金の交付を受けた債務者が町外へ転出したため、同条例第 4 条第 2 項の規定により受給資格が取り消しとなり、同条例第 10 条第 2 号の規定に基づき返還を命令しております。

以後、再三に渡る返還督促にも関わらず返還が滞っており、自主的返還が見込まれないため、支払督促制度を活用し、返還金を請求するものであります。

なお、支払督促の手続きを進める中で、債務者から異議の申立てがあった場合は、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により、訴えの提起があったものとみなされ訴訟に移行するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

#### 2 請求額

165,000 円（返還金 200,000 円の内 35,000 円返還済）

#### 3 今後の対応

町としては、函館簡易裁判所に対し、福島町出産祝金の返還金の支払いを命ずる判決とともに、債務者が支払いに応じない場合に強制執行が可能となるように、仮執行宣言を求めるもので、函館簡易裁判所への「支払督促」の申立て後、「支払督促」発布通知を送達し、2 週間の異議申立期間経過後、「仮執行宣言付支払督促」の申立て、送達を行い、再度、2 週間の異議申立期間経過後、債務名義の取得を経て、強制執行の手続きに移行します。

1.3款：国庫支出金 2項：国庫補助金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
					区分	金額		
45	1 総務費国庫補助金	33,264	20,270	53,534	2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,270	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	20,270
	◆新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業を対象とした交付金。							
45	2 民生費国庫補助金	5,846	1,941	7,787	3 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,350	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	1,350
	◆電気料金や食料品の高騰により影響を受けている、低所得の子育て世帯に対する国からの特別給付金事業補助金。				4 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	591	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	591
	計	114,420	22,211	136,631				

1.7款：繰入金 2項：基金繰入金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
					区分	金額		
45	1 財政調整基金繰入金	306,755	52,078	358,833	1 財政調整基金繰入金	52,078	財政調整基金繰入金	52,078
	◆今回の補正に係る財源調整による増額。これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は358,833千円となります。							
	計	439,049	52,078	491,127				

1.9款：諸収入 5項：雑入

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
					区分	金額		
46	1 雑入	39,449	4,650	44,099	4 保険料負担金収入	28	会計年度任用職員等社会保険料負担金収入	28
	◆子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る、会計年度任用職員社会保険料負担金収入。				9 雑入	4,622	代執行経費徴収金(滞納繰越分)	4,622
	計	42,549	4,650	47,199				



■議案第17号関係 令和5年度一般会計補正予算(第3号) 事務事業別説明資料

課名 町民課

2款：総務費 議案ページ	2項：徴税費	2目：賦課徴収費	課名 町民課		(単位：千円)
新 継	事務・事業予算名	予 算 額	補正前の額	補正後の額	財源内訳
			860	917	
50	賦課費	57	【事業目的】	町税の賦課業務に関する事務	説明(事業の目的・主な増減)
			【主な増減】	需用費57(消耗品費)	
			【事業内容等】	特定小型原動機付自転車(電動キックボード)ナンバープレート購入単価の増による追加	

課名 福祉課

3款：民生費 議案ページ	1項：社会福祉費	5目：生活支援ハウス管理運営費	課名 福祉課		(単位：千円)
新 継	事務・事業予算名	予 算 額	補正前の額	補正後の額	財源内訳
			23,473	25,173	
50	生活支援ハウス管理運営費	1,700	【事業目的】	高齢者に介護予防支援・居住・交流機能を総合的に提供し、安心して健康な生活ができるよう支援する。	説明(事業の目的・主な増減)
			【主な増減】	需用費1,700(修繕費)	
			【事業内容等】	給湯循環用ミキシングユニット更新に伴う修繕費の増	

課名 町民課

3款：民生費 議案ページ	1項：社会福祉費	9目：低所得者世帯支援給付金給付事業費	課名 町民課		(単位：千円)
新 継	事務・事業予算名	予 算 額	補正前の額	補正後の額	財源内訳
			0	30,561	
50	低所得者世帯支援給付金給付事業費	30,561	【事業目的】	物価高騰の負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図ることを目的に、高齢者等を含む令和5年度の住民税非課税世帯に対し、給付金を支給する。	説明(事業の目的・主な増減等)
			【主な増減】	需用費200(消耗品費100、印刷製本費100)、役務費620(通信運搬費400、各種手数料220)委託料1,991(電子計算機システム開発委託料)、負担金・補助及び交付金27,750(低所得者世帯支援給付金)	
			【事業内容等】	令和5年6月1日を基準日として、福島町の住民基本台帳に記載されている、住民税非課税の世帯に対し、一世帯あたり3万円の生活支援助成金を支給(3万円×925世帯)	

課名 町民課

3款：民生費 議案ページ	2項：児童福祉費	2目：児童措置費	課名 町民課		(単位：千円)
新 継	事務・事業予算名	予 算 額	補正前の額	補正後の額	財源内訳
			40,905	41,345	
51	児童措置費	440	【事業目的】	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与する。私立幼稚園の新制移行に対する助成を行うことにより、幼児教育の推進を図り次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	説明(事業の目的・主な増減等)
			【主な増減】	償還金・利子及び割引料440(国庫補助金過年度繰戻金)	
			【事業内容等】	令和4年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金精算返還金 令和4年度保育士等処遇改善臨時特例交付金精算返還金	19,000円 421,000円

■議案第17号関係 令和5年度一般会計補正予算(第3号) 事務事業別説明資料

課名 認定こども園福島保育所

3款：民生費		2項：児童福祉費		3目：保育所費		(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予算 額	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)		
			補正前の額 10,978	一般財源			
			補正額 190	190	【事業目的】	保育所の運営に係る経費	
			補正後の額 11,168		【主な増減】	備品購入費190(管理備品購入費)	
51	継	保育所費			【事業内容等】	給食室食材保管用冷凍庫購入のため増額	

課名 町民課

3款：民生費		2項：児童福祉費		5目：子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費		(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予算 額	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)		
			補正前の額 0	国庫支出金 1,941	【事業目的】	電気料金、燃料費及び食料品などの高騰が続く現下の状況を鑑み、国の低所得の子育て世帯等に 対する支給対象者に加え、町単独事業として、子どもたち全体を対象に児童一人あたり5万円を 給付する。	
			補正額 13,675	諸収入 28	【主な増減】	給料310(フルタイム会計年度任用職員給料)、共済費92(社会保険料88、労働保険料4)、需用 費173(消耗品費143、印刷製本費30)、役務費100(通信運搬費60、各種手数料40)、負担金・補 助及び交付金13,000(子育て世帯生活支援特別給付金)	
			補正後の額 13,675	一般財源 11,706	【事業内容等】	下記の給付対象世帯の児童に対し、一人あたり5万円を給付する。 ①北海道が実施する低所得のひとり親世帯を除く、住民税均等割が非課税の子育て世帯(令和5年 3月31日時点で18歳未満の子(障害児については、20歳未満)、令和5年3月以降から令和6年2月未 までに生まれる新生児)(国実施分：5万円×13人) ②①の給付対象から除かれる、福島町に住所を有する子育て世帯(令和6年2月未までに生まれる 新生児及び転入者を含む)(町単独事業分：5万円×247人)	
51	新	子育て世帯生活支援特別 給付金給付事業費 ※政策調書P14					

課名 産業課(農林)

6款：農林水産業費		2項：林業費		5目：治山費		(単位：千円)	
議案 ページ	新 継	事務・事業予算名	予算 額	財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)		
			補正前の額 3,582	一般財源 919	【事業目的】	山崩れや洪水などの災害を未然に防止する。	
			補正額 919	4,501	【主な増減】	委託料 913(測量調査委託料)、使用料及び賃借料 6(土地借上料)	
			補正後の額 4,501		【事業内容等】	白符地区(白符大神宮)地すべり点検調査業務委託料の追加 公共事業(治山工事)に必要な土捨場用地借上に係る追加	
52	継	自然災害防止事業費					

■議案第17号関係 令和5年度一般会計補正予算(第3号) 事務事業別説明資料

課名 産業課(水産)

6款：農林水産業費：3項：水産業費：1目：水産業総務費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)
			補正前の額	補正後の額		
			308	353	353 一般財源	【事業目的】 水産振興の企画及び総合調整を適切に執行する
52	継	水産業総務費				【主な増減】 旅費 353 (普通旅費) 【事業内容等】 魚類養殖先進地(愛媛県宇和島市)視察実施に伴う旅費の追加

課名 産業課(商工観光)

7款：商工費 1項：商工費 3目：観光費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
			7,181	4,000	4,000 一般財源	【事業目的】 観光振興に係る事務。
52	継	観光振興費				【主な増減】 負担金・補助及び交付金4,000 (観光協会補助金) 【事業内容等】 毎年お盆に開催している海峽花火大会開催に係る観光協会への補助金の追加

7款：商工費 1項：商工費 5目：横網の里づくり費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
			1,759	1,150	1,150 一般財源	【事業目的】 九重部屋力士招聘により、横網の里づくり事業を推進する。
53	継	横網の里づくり事業費				【主な増減】 報償費1,040 (力士招聘謝金)、需用費110 (消耗費70、食糧費40) 【事業内容等】 九重部屋夏合宿実施確定に伴う不足経費の追加 (当初予算積算人数12人 ⇒ 来町予定人数20人)

課名 建設課

8款：土木費 2項：道路橋梁費 (単位：千円)

議案 ページ	新 継	事業・事業予算名	予 算 額		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
			補正前の額	補正後の額		
			2,472	3,000	3,000 一般財源	【事業目的】 交通安全施設の整備を行う。
53	継	交通安全施設事業費				【主な増減】 工事請負費3,000 (町道丸山団地2号線外歩道等改良工事費) 【事業内容等】 横断歩道設置 1箇所 歩道切下縁石改修 2箇所

■議案第17号関係 令和5年度一般会計補正予算(第3号) 事務事業別説明資料

課名 建設課

議案 ページ	新 継	4 項：都市計画費		3 目：住環境整備事業費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
		事業・事業予算名	予算額	補正後の額	補正後の額		
	継	空家等対策支援事業費	11,704	7,200	18,904	4,622 2,578	【事業目的】 空家対策を推進し、安全・安心な生活環境をつくる。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金7,200(空家等除却補助金) 【事業内容等】 除却補助金(600千円×12件分追加) 現在 600千円×10件=6,000千円 6月6日現在 申請件数16件、相談件数6件
53	継						

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	5 項：住宅管理費		1 目：住宅管理費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
		事業・事業予算名	予算額	補正後の額	補正後の額		
54	継	町営住宅整備事業費	4,289	3,000	7,289	3,000	【事業目的】 町営住宅を適切に管理する。 【主な増減】 需用費3,000(町営住宅小破修繕費) 【事業内容等】 町営住宅の維持管理に必要な小破修繕費の増

(単位：千円)

課名 教育委員会事務局(学校教育)

議案 ページ	新 継	1 項：教育総務費		1 目：教育委員会費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
		事業・事業予算名	予算額	補正後の額	補正後の額		
54	継	高校魅力化推進事業費	39,154	24	39,178	24	【事業目的】 道立福島商業高校の魅力化推進するための各種支援。 【主な増減】 報償費24(PRノベルティ費)、需用費0(光熱水費△1,320、燃料費1,320) 【事業内容等】 青少年交流センターゲストルーム運営に係る報償費の追加及び需用費の細節予算組替え

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	1 項：教育総務費		4 目：教員住宅管理費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
		事業・事業予算名	予算額	補正後の額	補正後の額		
54	継	教員住宅管理費	1,815	600	2,415	600	【事業目的】 教員住宅を適切に維持管理する。 【主な増減】 需用費600(修繕費) 【事業内容等】 吉岡小学校校長宅の玄関ドア修繕に係る修繕費の追加

(単位：千円)

■議案第17号関係 令和5年度一般会計補正予算(第3号) 事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

議案 ページ	新 継	教育費	4項：社会教育費	2目：文化財保護費	予算額			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
					補正前の額	補正額	補正後の額		
					1,061	1,980	3,041	一般財源 1,980	【事業目的】文化財の保護及び保護思想の普及等の促進
55	継			文化財保護費					【主な増減】工事請負費1,980(旧教員住宅改修工事費) 【事業内容等】旧美山教員住宅を埋蔵文化財保管施設にするための改修工事費

(単位：千円)

議案 ページ	新 継	10款：教育費	5項：保健体育費	2目：総合体育館運営費	予算額			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
					補正前の額	補正額	補正後の額		
					16,007	503	16,510	一般財源 503	【事業目的】社会体育推進のための施設の提供等
55	継			総合体育館運営費					【主な増減】需用費503(修繕費) 【事業内容等】蓄電池設備(始動用蓄電池)交換及び外部給水管弁蓋上部鉄蓋取替のため

(単位：千円)

課名 総務課(財政)

議案 ページ	新 継	12款：諸支出金	2項：特別会計繰出金	1目：繰出金	予算額			財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)
					補正前の額	補正額	補正後の額		
					237,543	347	237,890	一般財源 347	【事業目的】各特別会計への一般会計負担分
56	継			繰出金					【主な増減】繰出金347(国民健康保険特別会計繰出金273、町立診療所特別会計繰出金74) 【事業内容等】特別会計における6月補正に係る繰出金の増額

(単位：千円)